

社会福祉法人東平田福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東平田福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給する。

2 役員等については、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長の報酬については、年1回とする。

(2) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(社会福祉法人東平田福社会役員報酬支給規程の廃止)
- 2 社会福祉法人東平田福社会役員報酬支給規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 理事長

役 職 名	報酬の額 (年額)
理事長	240,000円

(R2. 6. 19一部改正)

(2) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(4) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円